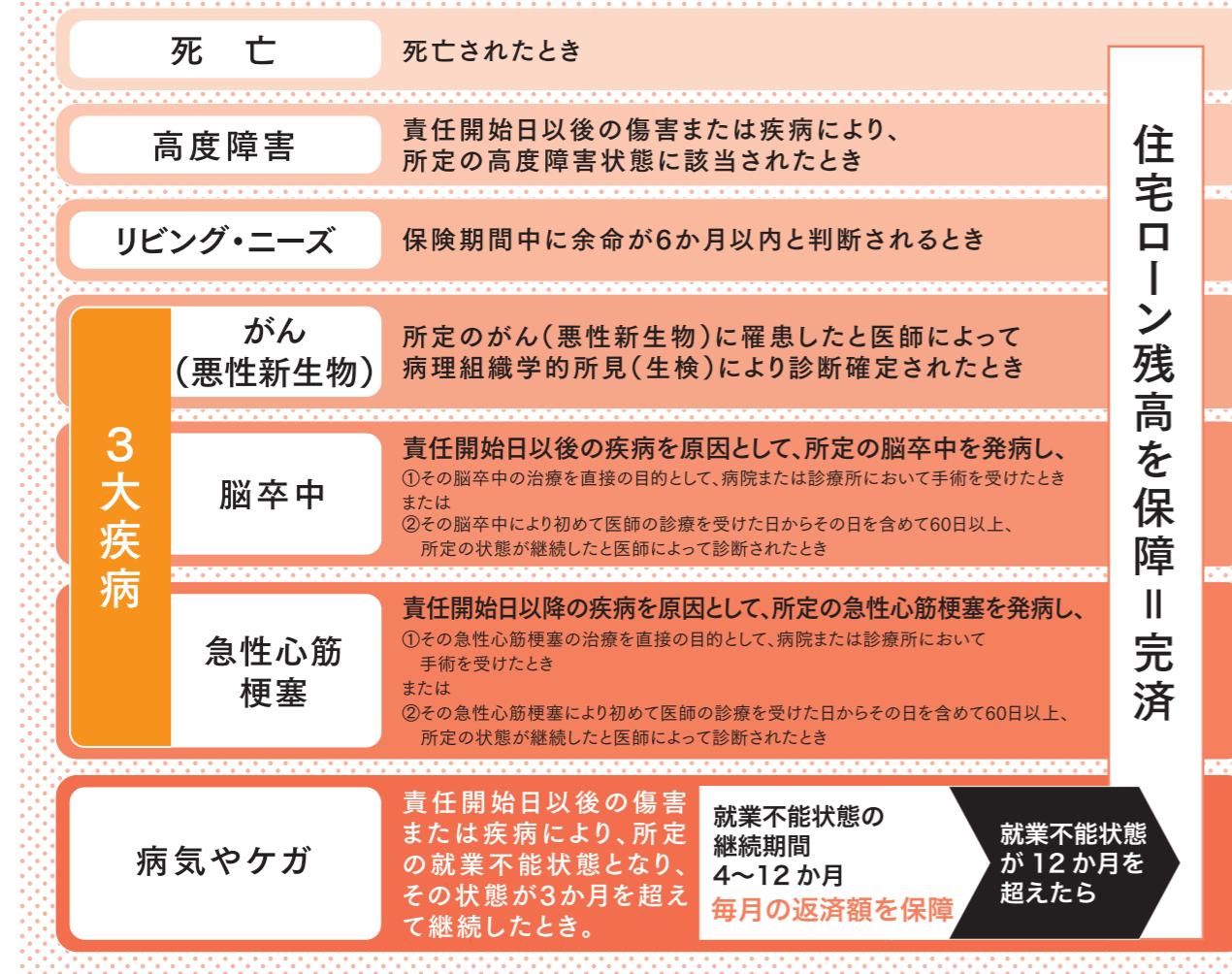


ライフサポート団体信用生命保険

ご加入者が保険期間中に以下の支払事由に該当された場合に、保険金等をお支払いし、債務の返済に充当するしくみの団体保険です。(一般社団法人全国地方銀行協会を契約者、株式会社福井銀行を保険金受取人として、ご加入者を被保険者とします。)

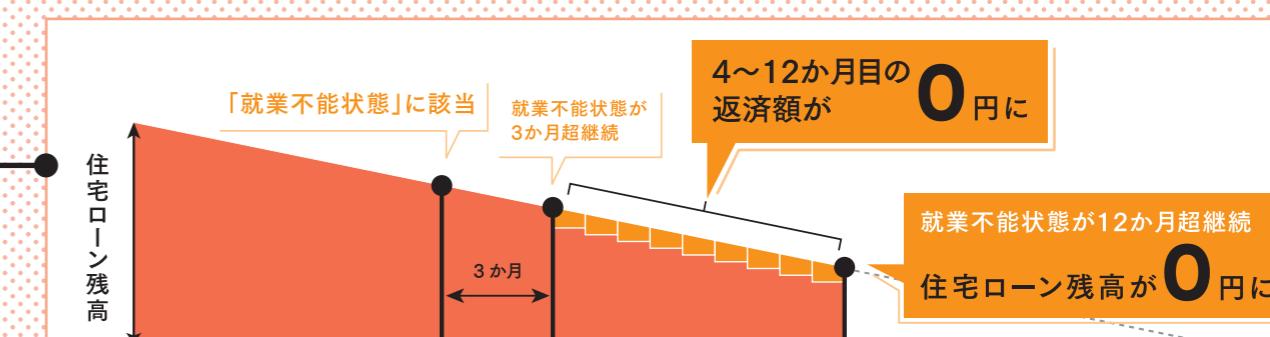
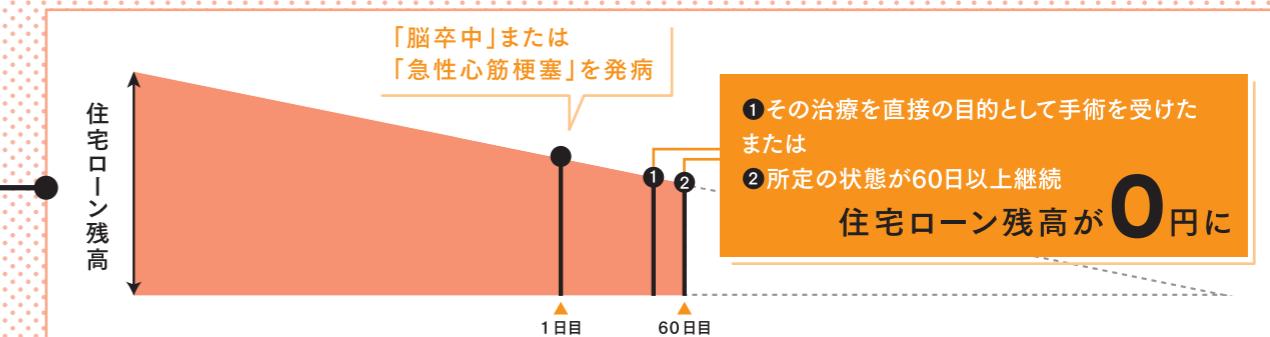
お支払事由により、該当する時期やお支払いの対象となる金額は異なります。



概要

名称	団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険
加入時年齢	お借り入れ時の年齢が満18歳以上、満50歳以下の方
最終ご返済時年齢	最終ご返済予定時の年齢が満76歳未満の方
「専用診断書」の提出について	借入金額(保険金額)が5,000万円を超える場合は「専用診断書」の提出が必要です
上乗せ金利	お借入金利 +0.25%
保障内容	保険期間中に、下記保険金支払事由に該当された場合に保険金が支払われます •死亡されたとき(死亡保険金) •所定の高度障害に該当されたとき(高度障害保険金) •余命6か月以内と判断されたとき(リビング・ニーズ特約保険金) •責任開始日から91日以降に所定のがん(悪性新生物)と診断されたとき(三大疾病保険金) •脳卒中で60日以上後遺障害が継続したとき(三大疾病保険金) •急性心筋梗塞で60日以上労働の制限を必要とする状態となったとき(三大疾病保険金) •ケガまたは病気で就業不能状態が12か月を超えて継続したとき(長期就業不能保険金) •ケガまたは病気で就業不能状態が3か月を超えて継続したとき(就業不能給付金) ※複数の保険金支払事由に該当した場合、各保険金が重複して支払われることはありません
責任開始日	融資実行日(借り換え融資の場合は、借り換え日)または事務幹事会社がご加入を承諾した日のいずれか遅い日となります
この契約からの脱退事由	•債務(融資金額)を完済されたとき •保険金のお支払事由に該当されたとき •所定の年齢に達したとき 等
引受保険会社	団体信用就業不能保障保険…明治安田生命保険相互会社 3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険…複数の生命保険会社による共同引受(事務幹事会社:明治安田生命保険相互会社)

*上記「ライフサポート団体信用生命保険の【概要】」の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「重要事項に関するご説明」、および「申込書兼告知書」の裏面「団体信用就業不能保障保険および3大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。



「所定の就業不能状態」について

以下の「入院」または「在宅療養」をしている状態を、保険金等のお支払い対象といたします。

「入院」	「在宅療養」
<p>「病院」もしくは「診療所」への治療を目的とした「入院」をしていること</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の「病院」または「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。 <ul style="list-style-type: none"> ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所 ②上記①の場合と同等の日本国外にある医療施設 上記の「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 	<p>以下のいずれかに該当する状態にあり、医師の指示による「在宅療養」をしていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ①身のまわりのある程度のことはできるが、しづしづ介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの ②身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの 上記の「在宅療養」とは、日本国内にある自宅等(病院および診療所以外の場所をいいます。)で治療、養生に専念することをいいます。